

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 緊急小口資金特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のために必要な方への特例貸付制度の相談窓口を開設しました。

相談窓口 社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会  
長崎市上町1番33号（長崎市福祉会館内）  
TEL 095-828-1281

## 窓口開設期間

令和2年3月25日（水）から令和2年7月31日（金）まで

窓口開設時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※ 窓口が混雑し、待ち時間が長くなっています。

事前に電話予約をお願いします。

## 制度の概要

### 1 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
100,000円 (特例対象の場合) 200,000円	2年以内	1年以内 (送金月の翌月から起算)	不要	無利子

### 2 申込に必要な書類

書 類	備 考
特例貸付借入申込書	窓口で配布
世帯全員の住民票	3ヶ月以内に発行されたもの
借入申込者の本人確認書類	(以下のいずれか) ・健康保険証(写し) ・運転免許証(写し) ・顔写真付きの証明書 など
減収や失業等の状況が確認できる書類	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期前後の給与明細や、給与等が振り込まれている通帳の写しなど
障害者手帳、療育手帳、介護保険認定書など	世帯員に要介護者がいる場合
代理人による申請 委任状 代理人の本人確認書類	

書類は後日提出で対応できる場合がありますので、ご相談ください。